

閣郵委第31号の1
平成24年11月22日

金融庁長官
畑中 龍太郎 殿

郵政民営化委員会

委員長 西室 泰三

郵政民営化法第138条第5項の規定に基づく意見

平成24年9月4日付け金監第2179号及び総情貯第143号をもって意見を求められた事案について、調査審議の結果、別添のとおり意見を提出する。

閣郵委第31号の2
平成24年11月22日

総務大臣
樽床 伸二 殿

郵政民営化委員会

委員長 西室 泰三

郵政民営化法第138条第5項の規定に基づく意見

平成24年9月4日付け金監第2179号及び総情貯第143号をもって意見を求められた事案について、調査審議の結果、別添のとおり意見を提出する。

株式会社かんぽ生命保険の新規業務（学資保険の改定）に関する郵政民営化委員会の意見

はじめに

平成24年9月3日、株式会社ゆうちょ銀行から新規業務（個人向け貸付け、損害保険募集及び法人向け貸付け）の認可申請が、また、株式会社かんぽ生命保険から新規業務（学資保険の改定）の認可申請があり、当委員会の意見が求められているところであるが、当委員会としては、まず、既存の商品の改善にとどまる学資保険の改定について、先行して調査審議を行い、意見をとりまとめた。その他の申請についても、引き続き調査審議を行っていく。

1 基本的な考え方

郵政民営化法の改正により、郵政民営化の基本的な方向性は維持しつつ、現状の課題を解決し、公益性・地域性を発揮した、よりよい郵政民営化を実現するための法令が整備された。この改正法の趣旨及び「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」（平成24年9月19日）（以下「所見」という。）を踏まえ、今般の新規業務の調査審議に関する基本的な考え方を以下に記す。

(1) 利用者利便の向上

郵政民営化においては、利用者利便の向上が重要な目的であり、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「金融二社」という。）の新規業務に係る調査審議においても、この点に十分留意する必要がある。金融二社においては、業務の展開に際し、民間金融機関として顧客満足を向上させるため、顧客ニーズへの的確な対応や郵便局における一元的対応を行うことが期待される。

(2) 適正な競争関係

郵政民営化法改正法により、金融二社の株式完全処分に関しては、それを目指すとの方向性には変わらないが、その期限の明確な定めがなくなり、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することとされた。金融二社の株式処分については、その方針の明確化に向けて日本郵政株式会社が説明責任を果たすことが期待されるが、同社においては、その説明責任を果たすべく、一定の取組みが行われているところである。こうした中、民営化を推進するためには、新規業務について、株式市場からの規律の観点から問題が少ないものは積極的に認めていき、株式市場からの規律の観点から問題があり得るものは、内部管理態勢の整備状況等について一層の考慮を行うことが必要である。

また、金融二社の規模については、民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図ることにより、バランスシートの規模は自ずから決まると考えられる。そのためには、民間企業としての自主性を持った経営を行うことが必要である。

他の金融機関への影響については、利用者利便の向上を中心に考えるべきである。競争制限的運用は、郵政民営化法の基本理念に反すると考えられる。

なお、いわゆる「暗黙の政府保証」が残存するという認識は、預金者・加入者等の誤解に基づくものであり、その払拭に向けた努力を期待する。

(3) 業務遂行能力・業務運営態勢

業務遂行能力・業務運営態勢については、これまでの所管官庁における検査監督等により一定の水準にあるものと考えられるが、申請に係る業務により新たに必要となる態勢について、民間金融機関として求められる所要の態勢を整備することが必要である。

(4) 経営の健全性の確保

金融二社においては、株式会社として投資家の信認を得られるよう、財務の健全性を確保するとともに、厳格なコスト管理態勢の下で効率的な経営が行われるべきである。その上で、新規業務については、顧客ニーズを的確に反映しつつ、健全経営の確保に寄与するものとして展開されることが求められる。

2 所見の観点からの評価

上記1の基本的な考え方を踏まえ、所見の観点からの評価を学資保険の改定について行ったところ、本件は、既存の業務の見直しであり、当面の対応として調査審議を行うことに支障はないものと認められる。

また、市場において一般的に提供されている商品・サービスで定型的なものであるとともに、個人向け商品・サービスであってコア・コンピタンスとの関係が強い業務である。

3 申請に係る業務の認可に関する考え方

(1) 業務認可に当たっての考え方

上記1及び2の観点に基づき、学資保険の改定について調査審議を行ったが、本件については、その実施について問題はないと考えられる。また、学資保険は発売から長年が経過し、現時点においては利用者のニーズとの乖離が生じていることを考えると、利用者のニーズの変化に合わせた商品に改定していくことの必要性は高いと考えられ、モラルリスク対策も含め、国民利用者の目線に立って、早急に改善することが重要であると考えられる。

なお、学資保険は、株式会社かんぽ生命保険が従前から提供してきているサービスであり、既存の商品の改善でない新たな商品を提供する場合は異なり、今般のサービス改定によって業務遂行能力・業務運営態勢の大きな変更が求められるものとは認められないが、平成24年11月13日に株式会社かんぽ生命保険が「保険金の請求案内等に関するお客さま対応の実施について」を公表したことを踏まえ、支払管理態勢について確認を行い、さらに検証を継続していく必要がある。

(2) 業務を実施する場合の留意事項

金融庁長官及び総務大臣は、申請に係る業務の開始後においても、株式会社かんぽ生命保険の業務遂行能力・業務運営態勢が整えられ、利用者保護やリスク管理に支障がないよう業務展開が進められていることを継続的に確認する必要がある。

また、申請に係る業務については、株式会社かんぽ生命保険にとって民営化法改正後初の新規業務となることから、経営に対する寄与の状況を適切に把握しつつ機動的な対応が行われていることを確認する必要がある。

4 その他

金融庁長官及び総務大臣は、株式会社かんぽ生命保険の業務遂行能力・業務運営態勢について、今回の申請に係る業務を含め、継続的に確認するとともに、その結果について、当委員会に対し必要に応じ報告されたい。

当委員会としては、郵政民営化法の趣旨を踏まえ、株式会社かんぽ生命保険がより民間企業としてふさわしい会社となるよう、政府を挙げて努力することを期待する。